

FASBによる公開草案「財務報告のための概念フレームワーク 第8章：財務諸表注記」に対する当委員会からのコメントレター

ASBJ 常勤委員 せきぐち ともかず 関口 智和

当委員会は、2014年8月に、米国財務会計基準審議会（FASB）から2014年3月に公表された財務会計概念書の公開草案「財務報告のための概念フレームワーク 第8章：財務諸表注記」（以下「本公開草案」という。）に対してコメントレターを送付している。本公開草案は、FASBが開示に関するプロジェクトの一環として、財務諸表注記に関する概念フレームワークを新たに開発することを提案するものである。

当委員会からのコメントレターにおいては、開示の改善に向けたFASBによる取組みを支持するとして、主に次の点について、さらなる改善を図ることを提案している。

- 開示要求を設定する際の考え方を明確化すること：開示要求をどの程度詳細にすべきかについては、大きく異なる2つの見解があることから、これらの見解を含む基本的な考え方について、財務諸表注記に関する概念フレームワークの序説又は結論の根拠において、説明を行うこと。
- 提案されている財務諸表注記に関する概念フレームワークと概念フレームワークの他の章との関係を明確化すること：財務諸表注記に関する概念フレームワークと概念フレームワークにおける他の章との関係について、次によって明確化すること。
 - ▶ 財務報告及び財務諸表の目的を考慮しつつ、財務諸表注記の目的について説明を行うこと
 - ▶ 財務諸表がどのように利用されるかを考慮しつつ、財務諸表注記として表示されている情報に特有の性質（検証可能性）について説明を行うこと
 - ▶ 財務諸表注記に関連するコスト（情報のあり方によっては財務諸表利用者がそれを理解・分析する上で追加的な労力が必要とされる旨、財務報告期限によっては高品質な財務報告を作成する上で重要な時間的な制約があり得る旨、情報によっては企業又はその株主に重要な悪影響を及ぼす可能性があり得る旨）について、より詳細な説明を行うこと
- 開示に関する基準設定の手引きに該当する部分を分離すること：提案されている内容のうち一部については、概念フレームワークの一部として示すのではなく、基準設定における手引きとして位置づけるべきであること。これには、どのような事項が財務諸表注記に含まれ得るかに関する基準設定主体による意思決定の枠組み、開示要求の設定において使用すべき用語、相互参照の使用の要件等が含まれ得る。
- 意思決定プロセスを明確化すること：財務諸表注記の要求事項を設けるべきか否かの意思決定について、より体系的な意思決定プロセスを設けること。その際、財務報告に含まれる情報とその他の報告に含まれる情報とを区別する観点から、財務報告の境界に関して定義又は説明を示すことが考えられる。
- その他：概念フレームワークで示されている有用な財務情報の質的特性、及び有用な財務報告に関するコストの制約について、開示に関する考慮事項の観点から、必要な修正を行うこと。